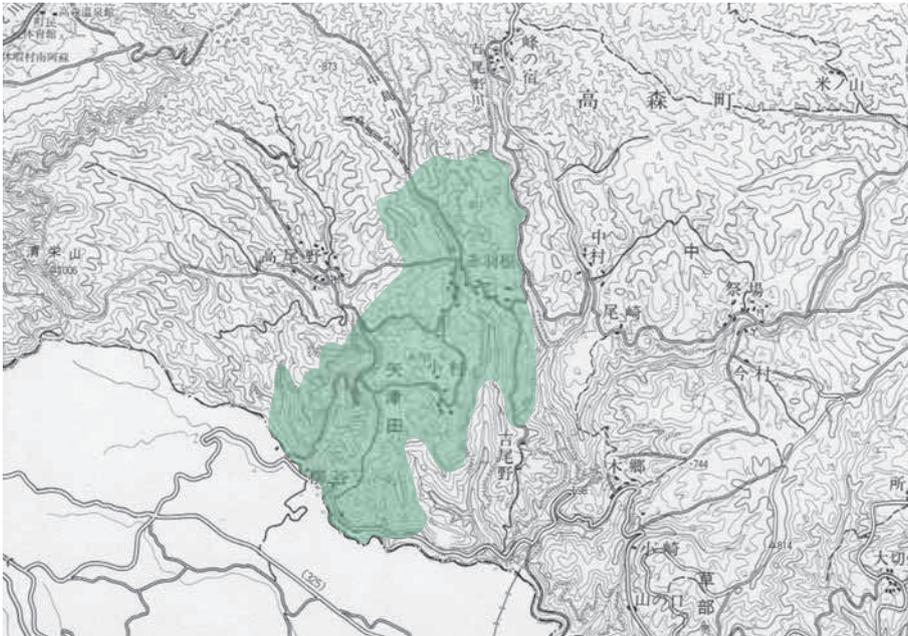


地籍調査

今年度の調査地区

大字矢津田
東地境、西地境、高迫、
西高迫、釘ノ先、大竹、
南堀山、澤津、長迫、西
堂免、東堂免、後迫、米ヶ
谷、北米ヶ谷、東牛房迫、
西牛房迫、北畑、堀切、
柳谷
以上 19 字

※ 4.28 平方キロメートルを
調査する予定です。



平成25年度に行われる調査区域

平成 25 年度は大字矢津田の一部を調査します

皆さんの協力で円滑な調査を

町では、国土調査法に基づき昭和 54 年度から「地籍調査」事業を実施しており、これまでに高森地区・色見地区・野尻地区・中地区の現地調査が完了し、平成 23 年度から矢津田地区を調査中で、進捗率は約 81%です。

平成 25 年度は引き続き大字矢津田の一部を調査しますので、皆様のご協力をよろしくお願い致します。

なお、境界の確認作業のため、必ず立会い日までに境界付近の刈払いをお願いします。

地籍調査を実施するうえで最も重要なことは境界の確認作業です。土地の所有者である皆さんの協力なくしては、この大事業を成し遂げることはできません。町では、毎年実施する地区から推進委員を選出し、本事業を進めることにしています。

調査を実施するに当たり、土地所有者の皆さまにお願いがあります。

①土地の境界確認と杭打ち

調査前に境界を中心に 1メートル幅内の竹木伐採や草刈りを行い、立ち会いがしやすいようにしてください。

調査当日は、隣接所有者と立会確認のうえ、筆界杭を土地の曲がり角に打設しますので確認をお願いします。

②一筆調査には必ず立ち会いを

隣接所有者との話し合いがつかず境界が決定しない場合は、筆界未定地として処理されるため、調査完了後は個人の費用で測量を行い境界を決定して、登記所に申請しなければなりません。

円滑な調査を進めるためにも、一筆調査の立ち会いはぜひご協力ください。なお、当日本人が立ち会いできない場合は委任状を提出のうえ、代理人の立ち会いをお願いします。

地籍調査はこのようにして進められます

- ①地区説明会
- ②一筆地調査（杭打ち）
- ③測量
- ④面積測定
- ⑤地籍簿・地籍図の作成
- ⑥本閲覧
- ⑦知事の認証（国土交通大臣の承認）
- ⑧登記所送付

※皆さんにご協力いただくのは①②⑥です。

その都度通知します。

※①から⑧までに約2年かかります。